

船舶事故調査報告書

平成23年2月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年7月19日（月、祝日） 16時25分ごろ
発生場所	石川県金沢市内灘 ^{うちなだ} 海岸西方沖 金沢港西防波堤灯台から真方位097° 1.0海里付近 （概位 北緯36° 38.5′ 東経136° 37.2′）
事故調査の経過	平成22年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ シュ シュ、5トン未満 240-52811石川、個人所有 2.70m (Lr) × 0.49m × 1.08m、FRP ガソリン機関、80kW、平成13年4月 B 水上オートバイ ガールハンター、0.1トン 244-21700石川、個人所有 2.66m (Lr) × 1.97m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成18年5月
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年6月6日 免許証交付日 平成21年7月9日 （平成27年6月5日まで有効） B 船長 男性 29歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年6月21日 免許証交付日 平成21年5月1日 （平成24年6月20日まで有効）
死傷者等	A 船長Aが右下腿挫創及び右足捻挫等、同乗者1人が右大腿部挫創及び右足関節捻挫等 B 船長Bが舌挫創及び右踵骨挫傷等、同乗者1人が舌裂傷
損傷	A 右舷中央部損壊 B 船首部損壊及び操縦ハンドル折損
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗船し、内灘海岸の沖合で遊走したのち、同海岸に設置されたテントに戻ることにし、船長Aが、同乗者（大人）を操縦席に座らせ、同乗者の後部で中腰の姿勢をとり、両手を操縦ハンドルに回して操縦し、テントを目指して時速約15km/hの速力で東進した。

	<p>船長Aは、右舷船首方から接近するB船に気付き、操縦ハンドルを左に切り、増速するためにアクセルを全開としたが、B船との衝突を避けることができず、平成22年7月19日16時25分ごろ、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗船し、内灘海岸から沖合に向かい、船長Bが、操縦席に座り、同乗者を後部座席に座らせ、加速しながら西北西進した。</p> <p>船長Bは、時速約30～40km/hの速力となった頃、左舷船首方から接近するA船に気付き、操縦ハンドルを右に切るとB船の左舷側面に当たるとして左に切ったが、A船との衝突を避けることができずに衝突した。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、衝突の衝撃で全員落水したが、その後、内灘海岸に向かって泳いでいたところを他の人に救助された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 北東、風速 約3m/s、気温 約32℃、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし、波高 約50cm、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、B船に気付いてから約1～2秒後に、船長Bは、A船に気付いてから約3～4秒後に、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、12時ごろ合流した友人と乾杯した際、180mlのコップに入ったビールを3分の1ほど飲み、16時ごろからA船を操縦し、船長Bは、11時30分ごろの昼食時、350mlの缶ビール1缶を飲み、15時30分ごろからB船を操縦し、事故後にアルコール検査を受けた。</p>
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、内灘海岸に向けて東進中、船長Aが、船首目標としていたテントに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、内灘海岸から沖合に向けて西北西進中、船長Bが、加速することに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守事項として、小型船舶操縦者は、水上オートバイに乗船するときは、自ら操縦しなければならないと定められていることから、船長Aが同乗者（大人）を操縦席に座らせて中腰の姿勢をとっていたので、見張りなどに影響がなかったとはいえ、自ら操縦席で操縦しなければならない。</p> <p>また、同遵守事項として、小型船舶操縦者は、飲酒の影響により正常な操縦ができないおそれが</p>

		ある状態で水上オートバイを操縦してはならないと定められていることから、飲酒量が少量である場合や飲酒後の時間がある程度経過している場合であっても、飲酒の上での操縦は厳に慎むべきである。
原因	本事故は、内灘海岸西方沖において、A船が東進中、B船が西北西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	